

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4271402168 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1」「要支援 2」「要介護」と認定された方が対象です。

1 事業者

- (1)法人名 特定非営利活動法人 遊々
- (2)法人所在地 長崎県島原市有明町湯江丁 1788
- (3)電話番号 0957-68-1680
- (4)代表者氏名 理事長 田原 千秋
- (5)設立年月 平成 16年 9月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 16年 11月 1日指定
長崎県 第 4271402168
- (2) 事業所の目的
指定通所介護は、介護保険法冷に従い、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、利用者様に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイホーム遊々 指定介護事業所
- (4) 事業所の所在地 長崎県島原市有明町湯江丁 1788
- (5) 電話番号 0957-68-1680
- (6) 管理者氏名 馬渡 和恵
- (7) 当事業所の運営方針
事業者の従事者は、利用者様が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をいとなむことができるよう、常に利用者様の立場に立った、必要な日常生活上のお世話・介助及び心身機能の維持向上などを専門スタッフが心こめてサービス致します。

- 2 事業の運営にあたっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提共するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(8) 開設年月 平成 16 年 11 月 1 日

(9) 利用定員 20 名

3 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の実業の実施地域 島原市・雲仙市国見町・雲仙市瑞穂町の区域とする。

(2)営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日～土曜日
受付時間	8:30 ～ 17:30
サービス提供時間	9:00 ～ 16:30 (時間延長有り)

但し 盆休み (8 月 13 日～8 月 15 日)・正月休み (12 月 30 日～1 月 3 日)

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤	非 常 勤
1) 管理者	1	
2) 介護職員	1	5
3) 生活指導員	1	1
4) 看護職員	2	1
5) 機能訓練指導員	2	1

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1) 介護職員	勤務時間 ・ 8:30 ～ 17:30
2) 看護職員	勤務時間 ・ 8:30 ～ 17:30

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書別紙参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割又 8 割) が介護保険から給付されます。

<サービス概要>

① 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。

② 排泄

- ・ 利用者様の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

- ・ 利用者様の心身等の状況に応じて、軽度な体操及び機能訓練の運動を行います。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書別紙参照）

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

1、ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 月 17,980	要支援 2 月 36,210	要介護 1 6,580	要介護 2 7,770	要介護 3 9,000	要介護 4 10,230	要介護 5 11,480
2、うち、介護保険から給付される金額	(月) 16,182	(月) 32,589	(1日) 5,922	(1日) 6,993	(1日) 8,100	(1日) 9,207	(1日) 10,332
3、サービス利用に係る自己負担額	(月) 1,798	(月) 3,621	(1日) 658	(1日) 777	(1日) 900	(1日) 1,023	(1日) 1,148

※利用者様がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書別紙参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

ご利用者様の食事代金全額いただきます。

② レクリエーション活動

利用者様の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者様の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

- ・利用予定日の前に、利用者様の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6 緊急時等における対処方法

(1) 従業者は通所介護の実施中に、利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(2) 利用者様に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年 1 回、定期的に非難、救出訓練を行います。

8 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

- ・受付担当窓口 通所介護事業所
 - ・受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
 - ・利用方法 電話 0957-68-1680 または FAX 0957-73-6090
 - ・苦情解決責任者 田原 千秋
 - ・苦情解決手順
- ① 面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受け付け、その場で対応、解決できるものは対処します。
 - ② その場で対応できない場合は、苦情解決責任者に連絡し担当部署にて速やかに対応します。
 - ③ 当事業所内で対応が困難な場合は苦情解決責任者と相談し利用者へ行政機関や他の苦情受付機関に相談できることを伝えます。
 - ④ 他居宅サービス事業者が提供するサービスに関する苦情・相談については、内容を十分理解した上で、必要に応じて居宅介護支援事業者や当該サービス提供者に連絡します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

島原地域広域市町村組合	所在地：長崎県島原市有明町大三東戊 1371 電話番号： 0957-68-1126
国民健康保険連合会	所在地：長崎市今博多町 8-2 電話番号： 095-826-7291

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイホーム遊々 通所介護事業所

説明者職名： 氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者様氏名：

※この重要事項説明書は、厚生労働省第 37 号第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

9 第三者評価等の実施について

第三者評価機関からの評価の実施 … 実施無し

<重要事項説明書付属文書>

1、 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 156 m²
- (3) 事業所の周辺環境 島原市の西側に位置し、野鳥の声が聞こえる日当たりが
抜群に良い所です。

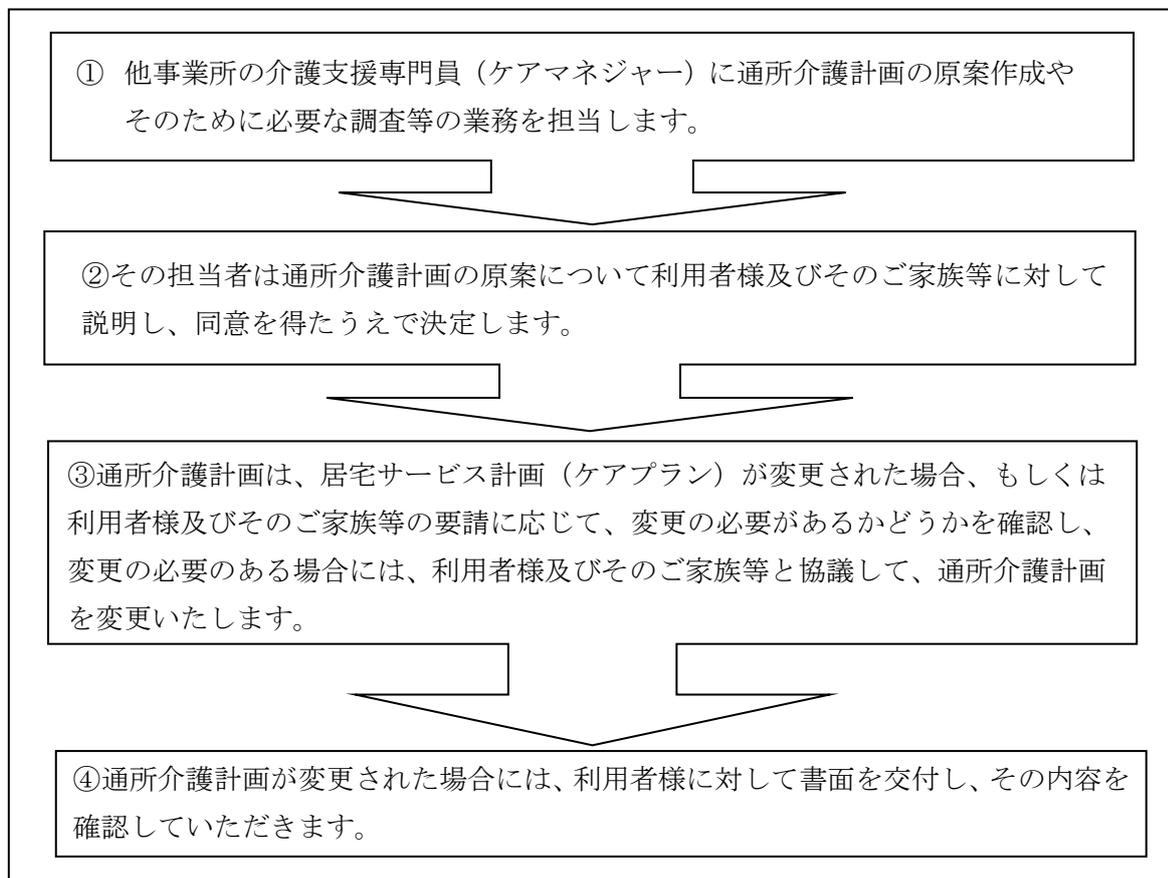
2、 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	・・・利用者様の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名以上の介護職員を配置しています。
生活相談員	・・・利用者様の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名以上の生活相談員を配置しています。
看護職員	・・・主に利用者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の 介護・介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	・・・利用者様の機能訓練を担当します。 2名以上の機能訓練指導員を配置しています。

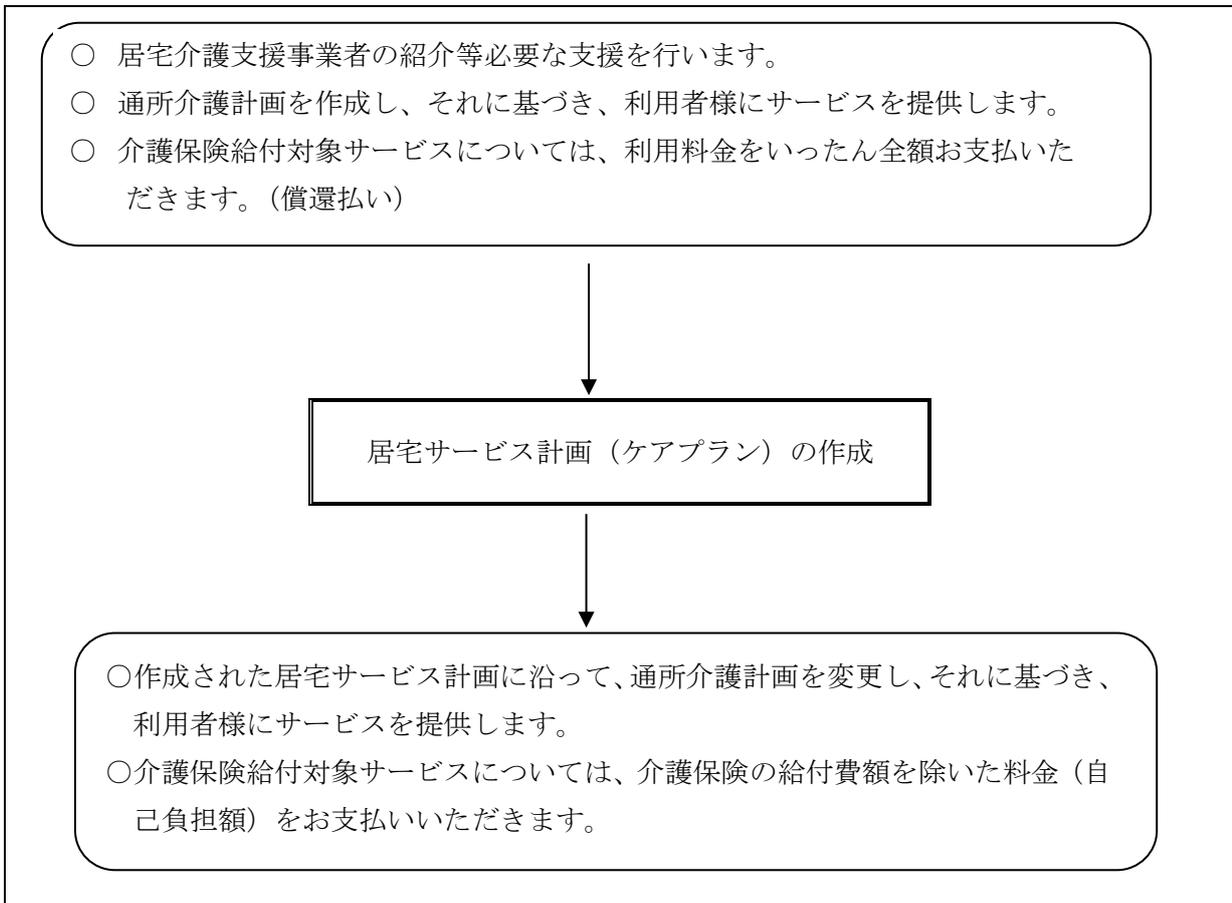
3、 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

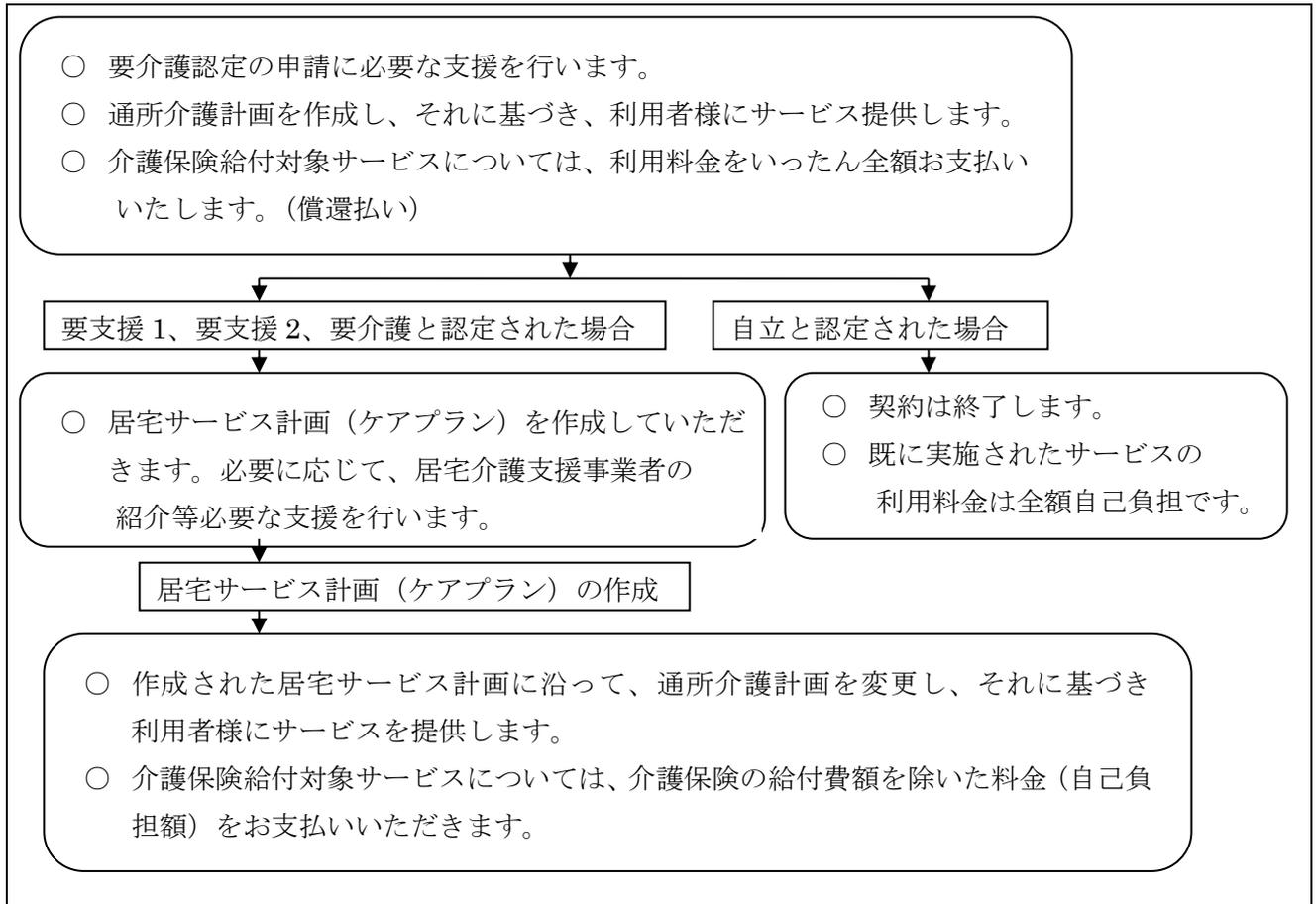


(2) 利用者様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けてない場合



4、サービス提供における事業者の義務（契約書第10条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者様から聴取、確認します。
- ③ 利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者様へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者様又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に在職中はもとより退職後も漏洩しません。(守秘義務)ただし、利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様の心身等の情報を提供します。利用者様との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者様の同意を得ます。

5、サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者様に自己負担により現状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(2) 喫煙

事業内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6、損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までに契約者様から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者様が死亡された場合
- ② 要介護認定により利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の減失や重大な毀損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご利用者様からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者様が入院された場合
- ③ 利用者様の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ の利用者が利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第9条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者様が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の需要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者様が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。